

# WTOと地域主義

佃 近雄 *Chikao Tsukuda*

(財)国際貿易投資研究所 理事長

GATT/WTOの最も重要な基本原則は無差別主義であり、その具体的表現が最恵国待遇の規定（GATT協定第1条）である。地域貿易取り決め（RTA）はこの原則から逸脱するものだが、一定の条件を満たす場合に例外として許容されている。1948年～94年の間に、規定に従いGATTに通報されたRTAは124件だった。その後、WTOが発足した95年から99年末までの5年間に、90件の通報が行われた。1年あたりの平均通報件数は、94年までは2.6件程度だったが、95年以降18件に跳ね上がったわけだ。

あたかもWTOの設立がRTAの多発を促したように見える。しかし、ウルグアイ・ラウンドの成功によってWTOが発足し、多角的貿易体制が強化されたことが地域主義の勃興をもたらしたと考えるのは筋が通らない。逆に、もしウルグアイ・ラウンド交渉が失敗していたならば、マルチラテラリズムに対する信頼の低下が地域主義への傾斜を刺激したであろうとするのは、議論としては納得し易い。

90年代のRTAの大多数は、次の三つのカテゴリーのいずれかに属するものである。

1. EUまたはEFTAと、バルト3国、中東欧諸国等の旧ソ連圏の国々との取り決め。トルコと旧ソ連圏諸国との協定は、これに準ずるものと考えてよいだろう。
2. 同じくEUまたはEFTAと、地中海周辺の北アフリカ、中近東諸国との取り決め。
3. 旧ソ連圏諸国（コーカサスおよび中央アジア諸国を含む）相互間の、2国間ないし多国間協定。ロシアが加わる場合がある。

これらのRTAは、冷戦後の欧州とその周辺地域における地域経済統合の大きなうねりを示すものである。数は多くないがそれ以外の主要なRTAとしては、MERCOSUR、NAFTA、カルタヘナ協定（アンデス・グループ）等米州関係の案件およびASEAN自由貿易地域特惠関税スキーム（CEPT）がある。

WTO発足後初めての閣僚会議（1996年12月、シンガポール）は、RTAが自由化の推進に貢献し、また、開発途上国や体制移行国の国際通商体制への一体化を助長する可能性を認めつつも、多角的貿易体制の基軸的重要性（primacy）を再確認し、RTAは多角的貿易体制を補完するものでなければならぬと宣言した。しかし現実には、国際貿易システムの構成原理として、地域主義が多角主義に拮抗する事態が出現しつつあるように思われる。

シンガポール宣言が言う「グローバルな自由化と地域的自由化が相互に支え合うプロセス」を具体化する努力が求められる。最も重視すべきことは、WTOの枠組みでのグローバルな自由化をさらに推進することである。また、主要な地域グループをリンクして自由貿易のコアを形成し、これを中核としてグローバルな自由化を進めるアイデアも検討に値する。多角的貿易体制の恩恵を受けた日本も、大いに知恵を絞り提言して行くべきではないか。